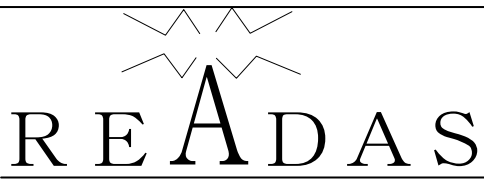


第 4657 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月29日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得税確定申告、減価償却制度の改正

Q：私は個人事業者です。平成24年に減価償却制度が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A：定率法の償却率が改正になりました。

【解説】

平成23年度の税制改正で減価償却制度が改正され、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率が、定額法の償却率の2倍（改正前は2.5倍）とされました。

したがって、定率法を採用して減価償却費の計算をしている人は注意が必要ですが、次の経過措置も認められていますので、検討してください。

- ①平成24年4月1日から平成24年12月31日までの間に取得した減価償却資産については、250%定率法により減価償却費の額を計算することができます。
- ②平成24年分の所得税の確定申告期限までに「減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出したときは、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産を平成24年分又は平成25年分以後の各年分において、200%定率法により減価償却費の額の計算をすることができます。

